

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	補助金の税充当申出書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	申出により、市補助金（成田市民家防音家屋等維持管理費補助金、成田市航空機騒音地域補助金）を市税滞納分へ充当するため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額	
記録範囲	市税滞納者で補助金交付者	
記録情報の収集方法	本人から充当申出書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	滞納整理票	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	滞納整理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5本籍、6続柄・親族関係、7電話番号、8家庭生活の状況、9職業・職歴、10収入、11財産状況、12課税・納税額、13口座番号	
記録範囲	市税納税者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取、市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課・福祉部社会福祉課からの情報提供、国・県・他市町村への実態調査、金融機関への調査、勤務先への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	証券受託証書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	証券による納付（納入）の委託を受付するため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額、4証券の種類、5支払金融機関	
記録範囲	証券での納税者	
記録情報の収集方法	本人からの証券の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	納税誓約書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税の分割納付を約束するため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4課税・納税額	
記録範囲	市税の分納者	
記録情報の収集方法	本人からの納税誓約書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	債権、催告通知文	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税滞納者に対して強制換価手続きが開始された際に、交付要求及びその解除を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額	
記録範囲	更生手続をした会社、競売決定された者	
記録情報の収集方法	国・県・他市町村担当課または裁判所からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	差押台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	差押の執行管理を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額、4差押年月日、5差押物件	
記録範囲	市税滞納者のうち差押をする者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取、市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課からの情報提供、国・県・他市町村への実態調査、金融機関への調査、勤務先への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	差押調書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税滞納者の財産に差押を執行するため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額、4差押年月日、5差押物件、6登記簿謄本	
記録範囲	市税滞納者のうち差押をする者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取、市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課からの情報提供、国・県・他市町村への実態調査、金融機関への調査、勤務先への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	法務局、質権者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	差押解除	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	差押解除を管理するため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額、4差押解除年月日、5差押解除物件、6登記簿謄本	
記録範囲	差押解除をする者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取、市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課からの情報提供、国・県・他市町村への実態調査、金融機関への調査、勤務先への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	法務局、質権者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	交付要求台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税滞納者に対する交付要求及びその解除を管理するため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額、4事件番号、5交付要求日	
記録範囲	交付要求をする者	
記録情報の収集方法	市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課からの情報提供、国・県・他市町村への実態調査、金融機関への調査、勤務先への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	交付要求調書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税滞納者に対する交付要求及びその解除を管理するため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額、4競売物件	
記録範囲	交付要求をする者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取、市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課からの情報提供、国・県・他市町村への実態調査、金融機関への調査、勤務先への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	交付要求解除	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税滞納者に対する交付要求及びその解除を管理するため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額、4競売物件	
記録範囲	交付要求を解除する者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取、市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課からの情報提供、国・県・他市町村への実態調査、金融機関への調査、勤務先への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	執行停止決議書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	滞納処分の執行停止処理を行う上で帳票を作成するため	
記録項目	1氏名、2住所、3家庭生活の状況、4収入、5財産状況、6課税・納税額、7滞納処分歴、8健康状態	
記録範囲	滞納処分の執行停止をする者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取、市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課・福祉部社会福祉課からの情報提供、国・県・他市町村への実態調査、金融機関への調査、勤務先への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	口座振替該当者、結果・不能リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税の口座振替処理のため	
記録項目	1氏名、2住所、3宛名番号、4氏名コード、5電話番号、6課税・納税額、7登録口座、8通知書番号、9振替不能理由	
記録範囲	市税口座振替依頼者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取、市民生活部市民課・市民生活部保険年金課・財政部資産税課・財政部市民税課からの情報提供、金融機関からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	市税最終収納簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税の納税状況を確認するため	
記録項目	1氏名、2住所、3宛名番号、4氏名コード、5課税・納税額	
記録範囲	納税者	
記録情報の収集方法	収納管理システムから情報を抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	過誤納金還付充当票(控)	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税過誤納金の還付・充当処理をするため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4課税・納税額、5口座番号、6還付・充当額	
記録範囲	納税者	
記録情報の収集方法	市民課・保険年金課・資産税課・市民税課からの情報提供、収納管理システムから情報を抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	公示送達書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税の徴収に関する書類を公示送達するため	
記録項目	1氏名、2住所、3書類送達状況、4課税・納税額	
記録範囲	郵便で督促状を送達できなかった者	
記録情報の収集方法	収納管理システムから情報を抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	実態調査・財産調査依頼、回答書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	滞納者の現住所、財産状況等を確認するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7続柄・親族関係、8職業・職歴、9収入、10財産状況、11課税・納税額、12取引状況、13公的扶助、14滞納額、15滞納処分状況	
記録範囲	市税滞納者	
記録情報の収集方法	調査照会先の国・県・他市町村からの回答、勤務先からの回答	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	督促状送付リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税滞納者に督促状を発送するため	
記録項目	1氏名、2住所、3書類送達状況、4課税・納税額、5未納額、6通知書番号	
記録範囲	市税滞納者	
記録情報の収集方法	収納管理システムから情報を抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税払込証明書発送者リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税払込証明書発送のため	
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税額、4国保番号	
記録範囲	国民健康保険税納税者	
記録情報の収集方法	収納管理システムから情報を抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	預貯金等調査の照会・回答書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイルの利用目的	市税滞納者の財産状況に関する調査の結果を参照するため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5電話番号、6口座種別、7口座番号、8口座残高、9照会対象期間、10証書貸付残高、11手形貸付残高、12割引手形残高、13当座貸越残高、14その他取引の有無、15担保の有無、16保護預有無、17出資金口数、18出資金合計金額	
記録範囲	市税滞納者で、財産調査が必要と判断し、照会を行ったもの	
記録情報の収集方法	金融機関等への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	移管管理台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1517	
個人情報ファイルの利用目的	徴収業務の移管を受けた債権の管理を行うため	
記録項目	1主債務者氏名、2連帯債務者氏名、3宛名番号、4債権名、5移管時債権額、6納付額、7債権残額、8徴収業務移管日、9徴収業務返還日	
記録範囲	債権所管課から徴収業務の移管を受けた者	
記録情報の収集方法	債権所管課からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	収納記録一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1517	
個人情報ファイルの利用目的	徴収業務の移管を受けた債権に係る収納記録を管理するため	
記録項目	1氏名、2債権名、3納付額、4納付区分、5納付日	
記録範囲	債権所管課から徴収業務の移管を受けた者のうち、納付をした者	
記録情報の収集方法	債権所管課からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	催告書送付リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部納税課 電話番号 0476-20-1519	
個人情報ファイル の 利 用 目 的	市税滞納者に催告書を発送するため	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3書類送達状況、4課税・納税額、5未納額、6通知書番号	
記 録 範 囲	市税滞納者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	滞納管理システムから情報を抽出	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		